

倉敷市玉島市民交流センター 交流棟利用料金表

2019.10改定(単位:円)

	午前 9-12	午後 13-17	夜間 18-22	昼間 9-17	昼夜間 13-22	全日 9-22	冷暖房料
ホール	4,295	5,720	5,720	11,440	12,875	18,595	冷房 1,854/H
ホール(準備・練習)	2,147	2,860	2,860	5,720	6,437	9,297	暖房 1,372/H
第1楽屋	115	220	220	440	555	775	
第2楽屋	220	220	220	555	660	880	
第3楽屋	115	220	220	440	555	775	
楽屋シャワー室	555	555	555	660	775	880	
第1会議室	995	1,320	1,320	2,755	3,080	4,515	
第2会議室	1,875	2,535	2,535	5,060	5,615	8,140	
第3会議室	880	1,215	1,215	2,535	2,860	4,180	
第4会議室	660	880	880	1,875	2,095	3,080	
第5会議室	335	440	440	880	995	1,435	
第6会議室	220	335	335	775	880	1,320	
第1和室会議室	335	440	440	995	1,100	1,655	
第2和室会議室	220	335	335	775	880	1,215	
第3和室会議室	220	335	335	775	880	1,215	
多目的室	335	555	555	1,100	1,215	1,760	
第1練習室	775	1,100	1,100	2,200	2,420	3,635	
第2練習室	335	440	440	880	995	1,435	
工作室	880	1,100	1,100	2,315	2,640	3,740	
陶芸窯室	660	660	660	880	995	1,100	
調理室	1,435	1,760	1,760	2,860	3,195	4,295	
第1美術展示室	335	440	440	880	995	1,540	
第2美術展示室	880	1,215	1,215	2,420	2,755	3,960	
美術倉庫(1ブロック)	73	94	94	178	210	304	

割増料金

●入場料割増

ホール	入場料等が2,000円以上3,000円未満のときは基本利用料の100% 入場料等が3,000円以上4,000円未満のときは基本利用料の150% 入場料等が4,000円以上のときは基本利用料の200%
ホール以外	入場料等が2,000円以上のときは基本利用料の500%

●営業割増: 営業、営業の宣伝その他これらに類する目的をもって2,000円未満の入場料等を徴収する場合(無料で入場させる場合も含む)

ホール	基本利用料の100%	ホール以外	基本利用料の500%
-----	------------	-------	------------

●市外居住割増

基本利用料の100%

●超過時間等割増

施設の繰上げ又は超過利用の場合は、繰上げ又は超過利用時間30分ごとに、1時間当たりの基本利用料の50%を加算する。 入場料割増・営業割増・市外割増に該当する場合は、基本利用料(割増料金を加算した額)に50%を加算する。 この場合において、30分未満は30分として取り扱うものとする。

●ホール冷暖房料(1時間につき)

冷房料¥1,854円、暖房料¥1,372円 ※入場料割増・営業割増・市外居住割増に該当する場合は、それぞれに冷暖房料の100%が加算されます。

附属設備料金表

2019.10改定(単位:円)

器具名	単位	1回金額	器具名	単位	1回金額
(1)ホール舞台設備器具			(3)ホール音響器具		
音響反射板	1式	3,080	拡声装置	1式	2,755
平台	1枚	168	移動用サブミキサー(16ch)	1台	2,200
金ぴょうぶ(6曲)	1双	775	ダイナミックマイクロフォン	1本	555
毛せん	1枚	335	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,655
山台用ふとん	1枚	168	三点つりマイクロフォン装置	1台	880
上敷	1枚	168	録音再生器具	1式	1,100
演台(花台付き)	1式	555	ステージスピーカー(A) フロント用	1対	2,200
司会者台	1台	335	ステージスピーカー(B) 跳ね返り用	1対	1,100
めくり台	1台	115	(4)ホール映写器具		
指揮台(譜面台付き)	1式	220	録画再生器具(プロジェクターを含む)	1式	1,980
譜面台	1台	42	スクリーン	1枚	660
舞台用いす	1脚	42	(5)第1練習室器具		
舞台用机	1脚	168	ピアノ	1台	335
ピアノ(ヤマハS6B)	1台	2,200	(6)会議室器具		
ピアノ(ヤマハCS)	1台	2,200	拡声装置、録音再生器具(マイク付き)	1式	1,100
(2)ホール照明器具			ポータブルアンプ(マイク付き)	1台	660
ボーダーライト(130W 84灯)	1列	880	プロジェクター	1台	995
サスペンションライト	1列	1,058	スクリーン	1枚	335
アッパーホリゾントライト(130W 84灯)	1列	712	可動展示ケース	1台	73
ロアーホリゾントライト(130W 84灯)	1列	712	(6)持込器具		
フロントスポットライト(1KW 2台)	1列	168	舞台	1KW	115
フロントスポットライト(750W 2台)	1列	136	音響	1KW	115
シーリングスポットライト(1KW 18台)	1列	2,200	照明	1KW	115
反響板ライト(96W LED26灯)	1式	2,200	楽屋	1KW	115
移動用スポットライト(1KW)	1台	283	その他	1KW	115
移動用スポットライト(750W)	1台	220			
移動用スポットライト(500W)	1台	157			
電球ピンスポットライト(400W メタルハライド)	1台	660			
各種効果用器具	1台	775			
カラーフィルター(1行事を1回とする)	1枚	440			

備考

- この表において「1回」の金額の1回とは、午前(9時から12時まで)、午後(13時から17時まで)又は夜間(18時から22時まで)における1回の利用をいう。
- ピアノの調律料は、利用者の負担とする。
- 器具を所定の場所以外で利用した場合の器具利用料はこの表における当該利用料と同額とする。
- 電気器具を持ち込む場合は、利用料に消費電力1キロワット当たり1回115円を加算する。
ただし、持ち込み電気機具の合計消費電力が1キロワット未満の場合は、加算しない。

❖お問い合わせ❖

〒713-8123 倉敷市玉島阿賀崎1-10-1

倉敷市玉島市民交流センター

TEL (086)526-1400 FAX (086)526-1407